

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 12 月 4 日作成)

法令名	都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年政令第 84 号)
根拠条項	第 57 条
処分の概要	改善命令
法令の定め	第 57 条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	改善命令は、報告の徴収により新築等の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号 : 011-204-5578) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号 :) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号 :)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号 : 011-204-5578) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号 :) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号 :)
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 12 月 4 日作成)

法令名	都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年政令第 84 号)
根拠条項	第 58 条
処分の概要	認定の取り消し
法令の定め	第 58 条 所管行政庁は、認定建築主が第 57 条の規定による命令に違反したときは、第 54 条第 1 項の認定を取り消すことができる。
処分基準	認定の取り消しは、認定計画実施者が第 57 条の規定による改善命令に従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号 : 011-204-5578) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号 :) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号 :)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号 : 011-204-5578) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号 :) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号 :)
備考	